

入所から出所まで

個別処遇の原則

入所した受刑者に最も適した作業・改善指導・教科指導を行う他に、医学・心理学・教育学・社会学等の専門知識を有する職員が個々の犯罪傾向・精神状態等を具体的に調査して、個々の受刑者ごとに矯正処遇の目標、基本的な内容及び方法を定めた処遇要領を策定します。この調査結果の資料は、受刑生活の指導計画として活用します。



矯正処遇

「矯正処遇」は、受刑者の改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力の育成を図るため、積極的な働き掛けを行うものです。これは受刑者処遇の中核をなすものであり、「作業」、「改善指導」及び「教科指導」の三つがあります。

作業

「作業」は、刑事施設において受刑者に行わせる労務です。刑罰としての懲役刑の本質的要素であるとともに、受刑者の改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図る上で重要な機能を有する処遇方策です。



ベンチ



デニムバック



ロングウォレット

作業の種類	生産作業	木工, 洋裁, 金属, 革工, その他
	自営作業	経理作業 (炊事, 洗濯等), 営繕作業
	職業訓練	情報処理技術科, 理容科, 介護福祉科
		CAD技術科, 農業科, 建設く土工事科等
	社会貢献作業	地域の清掃等

作業報奨金 作業を行った受刑者には、釈放の際に作業報奨金が支給されます。作業報奨金は、釈放後の当座の生活資金として支給されるものですが、収容中であっても一定の範囲で日用品の購入や親族の生計の援助、被害者に対する損害賠償に使用することができます。

改善指導

「改善指導」は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために実施するものです。改善指導は、一般改善指導と特別改善指導に区分されています。

一般改善指導 被害者感情の理解、規則正しい生活習慣・健全な考え方の付与、心身の健康増進、生活設計、行動様式の付与を目的とした指導を受刑者に行います。

特別改善指導 個々の受刑者の問題性や資質等に応じ、犯罪に至る負因を除去するよう、特別な配慮を求められる指導を行います。

- ・薬物依存離脱指導 (R1)
- ・性犯罪再犯防止指導 (R3)
- ・被害者の視点を取り入れた教育 (R4)
- ・交通安全指導 (R5)
- ・就労支援指導 (R6)

教科指導

「教科指導」には、補習教科指導と特別教科指導があります。

補習教科指導 社会生活の基礎となる学力の欠如により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障が認められる受刑者に対して行う指導です。

特別教科指導 学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対して行う指導です。

矯正処遇

以外の指導等

- ・高卒認定試験等
- ・刑執行開始時指導
- ・釈放前指導
- ・宗教教誨
- ・クラブ活動

貸与等

受刑者の生活に必要な食事、衣類、寝具、日用品等は、原則として、すべて国が支給又は貸与します。

副食の献立は、栄養量やし好を考慮して決定します。また、主食は米7、麦3の混合比率となっており、作業の軽重に応じて、3段階の熱量に分けられています。

医療衛生

医師や看護師の資格を有する職員が、細心の注意を払って被収容者の健康管理に努め、定期的に健康診断を行っています。また、専門的診療を必要とする場合は、外部の病院において治療等を行っています。

出所時の支援・保護

受刑者の円滑な社会復帰を図るため、入所当初から家族等に身元引受人を設定するように指導するほか、保護観察所や福祉関係機関等と連携して受刑者の帰住環境の調整を行っています。

また、釈放時、引受人の出迎えのない者等に対し、必要に応じて乗車保護をしたり、衣類や旅費を支給するほか、保護者及び引受人のない者に対する更生保護施設等帰住の調整等を行っています。

在所中に出所後の就労先を決定する等の目的で、ハローワーク職員が所内で勤務し就労支援を行っているほか、高齢・障がいのある受刑者については、入所中から、出所後の住居や福祉サービスの利用等について、地域生活定着支援センター等と連携して、行政や福祉関係機関等と調整をする特別調整の制度があり、福祉専門官や社会福祉士が配置されています。

釈放

釈放には、仮釈放と満期釈放の2つがあります。

仮釈放は、改悛の情が顕著で、再犯のおそれがないと認められる者について、地方更生保護委員会において許可される制度であり、社会復帰の促進を図るものです。

受刑者の一日

6:50	起床
7:00	点検
7:10	朝食
7:30	出室 (各工場へ出業)
7:50	始業 (作業開始)
	10:00~10:10 休憩
10:10	作業
12:00	昼食・休憩
12:30	作業
	14:30~14:40 休憩
14:40	作業
16:30	作業終了
16:45	夕点検
17:00	夕食
17:30	余暇時間 (テレビ視聴, 読書等)
21:00	就寝

平日

作業時間内に運動、入浴、面会、各種教育、面接指導、治療などが行われます。

また、日々の受刑の中で生活指導を行うほか、作業以外の矯正処遇を集中的に実施する矯正指導日を月に2回設けています。

休日

土曜日、日曜日及び祝日は、作業がなく余暇時間になります。

はじめに

松山刑務所は、主に四国地方で確定した受刑者のうち、執行刑期が10年未満の犯罪傾向の進んでいない20歳以上の受刑者を収容しています。

刑事施設は、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図るとともに、二度と犯罪を繰り返すことのないよう規律正しい生活習慣を身に付けさせ、勤労の意欲を喚起し、自立した社会生活を送るために必要な知識と技術を習得させるなどの矯正処遇を実施しています。

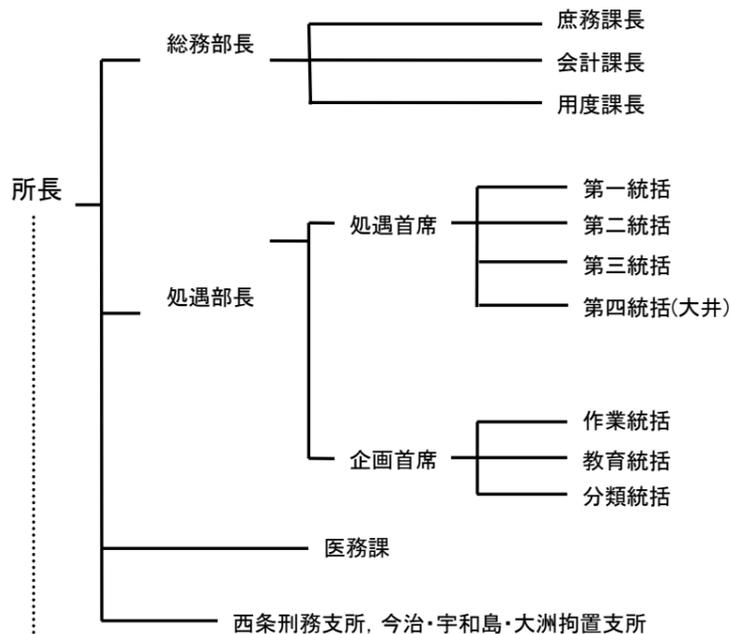
施設の沿革

- 明治 元年 藤原村（現在の愛媛県立中央病院の場所）に藤原徒刑場設置
- 6年 松山懲役場と改称
- 12年 松山監獄と改称
- 23年 愛媛監獄と改称
- 36年 司法省の所管となり、松山監獄と改称
- 大正 11年 官制改正により、松山刑務所と改称
- 昭和 9年 拘置場を増設
- 20年 7月26日の空襲により施設焼失
- 22年 復旧工事に着手
- 26年 復旧工事完成
- 36年 大井造船作業場を開設
- 47年 施設の老朽化等により、現在地に移転
- 平成 15年 過剰収容対策として収容棟(200名)、職業訓練棟を増築
- 18年 釈放前寮「希望寮」を増築

施設の規模

- 総面積 105,665 m²
- 建物面積 19,107 m²(建物) 30,269 m²(延床)
- 収容定員 954名(既決844名、未決110名)
- 職員定員 280名

組織



松山刑務所視察委員会

刑事施設視察委員会

刑事施設の運営の透明化を図る目的として、松山刑務所視察委員会が設置されています。4人の委員（外部有識者等）により定期的に委員会が開催され、被収容者からの意見や委員としての意見を施設側に提示し、施設運営が適切に行われるよう活動しています。

高浜虚子の句碑



しゅんすい ちくちく
「春水や 轟々として
しょうぶめ
菖蒲の芽」

高浜虚子が旧松山刑務所の受刑者の更生を祈って詠んだ俳句です。

東温市

松山刑務所が所在する東温市は、北部に源を発する重信川が市の中央を流れ、南部の皿ヶ嶺連峰県立自然公園は、東部の霊峰石鎚山系と連なり、豊かな自然と渓谷美に恵まれています。

道路交通網の整備が進む中、松山自動車道川内インターチェンジ周辺への企業の進出や、大型ショッピングセンター等の立地により、活気あふれるまちとして躍進しています。

東温市の市章

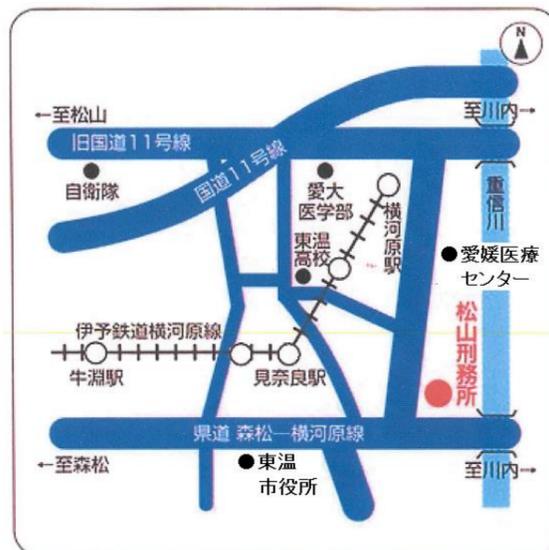


市の花：さくら
市の木：はなみずき

(東温市ホームページから引用)

施設へのアクセス

- 1 JR松山駅から、車で約40分
- 2 伊予鉄道見奈良駅から、徒歩8分
- 3 松山自動車道 川内ICから車で約10分



施設のしおり



松山刑務所

〒791-0293

愛媛県東温市見奈良1243-2

TEL (089) 964-3355

FAX (089) 960-5020

マッティ
M a t (Matsuyama Twins)



エヒメ フッキ君

エヒメ シエンちゃん